

指定保安検査機関による保安検査のご案内

1. 指定保安検査機関が行う保安検査とは？

- ・保安検査を都県庁に替わって行うものです。
(当社は会社の経営体制からスタッフ、検査機器まで厳しい審査を受け、経済産業局より指定保安検査機関の指定をされております。)
- ・従来の事前検査と都道府県庁立会いの保安検査を併せたものです。
(指定保安検査＝事前自主検査＋管轄都道府県庁立会い保安検査)

2. 指定保安検査機関が行う保安検査のメリットは？

- ・管轄都県庁立会いの保安検査が無くなり、当社の統括保安検査員が検査と同時に合否判定を行うため検査日数が短縮されます。
 - ・設備の停止によるサービス・生産性の低下を最小限にすることができます。
 - ・平日、土曜日、日曜日、祭日に保安検査を受けることができます。
 - ・管轄都道府県庁に替わって、民間で検査日程を取り決めることができます。
 - ・お客様が管轄都県庁に足を運ぶ手間が省けます。
- *法62条に基づく立入検査は従来どおり管轄都県庁が行います。

3. 指定保安検査機関が行う保安検査を受けるには？

<お客様> 弊社への保安検査依頼

お客様の希望保安検査日の2ヶ月前までに弊社にご連絡ください。

- * 依頼日から希望日までの日数がないとお受けできない場合がございます。
- * 他のお客様との検査日の重複等によりお受けできない場合がございます。

<お客様・弊社> お打ち合わせ(保安検査日決定)

お打ち合わせ後、保安検査見積書・事前自主検査見積書・保安検査に必要な申請書類・保安検査手数料請求書等をお客様にお送り致します。

<お客様> 保安検査手数料振込み・弊社への書類返送

- ・保安検査実施予定日の2週間前までに弊社銀行口座に振込みをお願い致します。

- ・弊社に必要書類をお送り願います。

〈必要書類〉 「保安検査申請書」2部・「保安検査申請に係る確認書」・
「変更申請最終」写し・保安検査手数料振込み控えの写し

- *保安検査手数料は従来の都道府県庁証紙代に相当します。お振込みのない場合は保安検査を行うことができません。
- *保安検査手数料の振込み手数料はお客様ご負担でお願い致します。
- *振込み後の手数料返金は弊社過失を除き返金することができません。
- *保安検査手数料のお支払いは弊社指定の銀行振り込み又は現金のみとなります。

〈弊社〉 保安検査受理

お客様に「保安検査申請書」1部（お客様控え用）をご返送いたします。

〈弊社〉 保安検査実施

- ・経済産業大臣認可による検査項目・検査方法・判定基準に基づき保安検査を行います。
- ・統括保安検査員・保安検査員の身分証をもった弊社の検査員によって保安検査が行われます。

〈弊社〉 保安検査合格

保安検査合格日より10営業日以内（土・日除く）に「保安検査証」・「検査報告書（お客様控え用）」・「改善要望書（必要な場合のみ）」をお客様に発行致します。

〈お客様〉 都道府県に報告

「保安検査証」受領後速やかに管轄都道府県庁に報告してください。

〈管轄都道府県庁への提出書類〉 「指定検査機関保安検査受検届書」・
「保安検査証」の写し

〈弊社〉 都道府県に報告

保安検査合格後に、管轄都道府県庁に報告致します。

以上で保安検査終了です。

4. 保安検査において不適合箇所があった場合はどうなる？

(検査項目・検査方法・判定基準に合致しない場合)

いずれの場合も、保安検査は終了できません。この場合、管轄都道府県庁と弊社の協議の上、管轄都道府県庁より改善命令等がありますのでそれに従い改善等速やかに処置を実施してください。

不適合判定後の検査依頼は、再検査となり依頼書による依頼及び費用が発生いたします。

再検査依頼後、再度改善指摘箇所の確認を行います。それにより適合と認められ場合、「保安検査証」を発行致します。

5. 保安検査手数料

別添の「保安検査手数料のご案内」によります。

保安検査手数料には事前検査（定期自主検査）費用は、含まれてはおりません。

6. アロープラント（株）指定保安検査部 概要

- (1) 信頼と安心を提供
- (2) 万全を期した保障制度
- (3) 正確な検査データの提供
- (4) 都道府県庁との連携強化
- (5) 指定検査機関の審査

アロープラント株式会社

所在地 神奈川県藤沢市遠藤3210
 電話番号 0462-89-0614
 FAX 0462-89-0615

指定権者 経済産業省 原子力保安院 関東東北産業保安監督部
 指定を受けた区分 一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則
 指定を受けた地域 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、
 長野県、新潟県、静岡県、宮城県、福島県

当社が保安検査を行なえる特定施設

- (高圧ガス保安法 指定機関則第24条第1項第2号)
 ・液化石油ガス保安規則第78条第4項で規定する特定施設

- (高圧ガス保安法 指定機関則第24条第1項第3号)
 ・一般高圧ガス保安規則第80条第4項で規定する特定施設
 但し、アンモニア以外の毒性ガス（一般則 第2条第1項第2号）に係る特定施設を除く。

検査人員

統括保安検査員 2名
 保安検査員（液石） 6名
 保安検査員（一般） 5名

平成21年4月16日 現在